

# 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進のための提言

平成 27 年 7 月 30 日

自由民主党  
政務調査会

## 1. はじめに

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族（以下、「犯罪被害者等」という）は、突然、思いもかけず犯罪に巻き込まれ、それまでの平穏な生活が一瞬にして破壊され、様々な困難に直面することとなる。かつて犯罪被害者等は例外的な存在であると誤解され、社会の中で孤立し、二次的な被害に苦しみ、必要な保護や支援を受けることができずにいた。

そうした中、我が党は、犯罪被害者等の置かれている困難な状況を打開すべく、犯罪被害者等の権利利益の保護の実現に取り組んできた。平成 16 年には犯罪被害者等基本法を制定し、平成 24 年には我が党の改正憲法草案に「国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。」（第 25 条の 4）との一条を盛り込んだ。

犯罪被害者等は我々の隣人である。そして、社会に生きる我々の誰もが犯罪に遭い、被害者等になり得る立場にある。犯罪被害者等が様々な困難を乗り越え、再び平穏な生活を営めるようになるためには、国、地方公共団体、その他の関係機関及び民間団体等による支援が必要不可欠である。

当 P T では、犯罪被害者やご遺族、支援団体等から生の声、切実な思いを頂くと共に、関係省庁からもヒアリングを行った。その結果、現実には、本当に支援を必要としている犯罪被害者等にいまだ十分な支援が行き届いておらず、その支援のための施策と予算を大胆に整備・拡充する必要があるとの認識に至った。

これらを踏まえ、以下提言する。

## 2. 犯罪被害者等に対する経済的支援

### (1) 犯罪被害給付制度の見直し

現行の犯罪被害給付制度については、①重傷病給付金の支給対象期間及び支給額に制限があること、②治療費の現物支給が行われず、カウンセリング費用等も支給対象が限定的なこと、③親族間犯罪不支給の原則が設けられているこ

と、④給付金額が十分でないことなど、現行制度の是正を求める強い声が犯罪被害者等から上がっている。

① 重傷病給付金の支給対象期間及び支給額について

犯罪被害に遭った者は、心身に重大な傷害を負い、長期間にわたる治療を余儀なくされたり、長期間にわたるカウンセリングが必要となる場合がある。しかし、現行の犯罪被害給付制度における重傷病給付金は、支給対象期間が1年、支給額は120万円までに制限されている。

これを超える期間、額を要する治療費が必要となる場合には、犯罪被害者等が自ら支出することになるので、その経済的負担から必要な治療を断念しなければならない現状もある。期間については、被害者のうち約3割もの方々が1年を超える治療を受けていること、額については、受刑者に対する医療が全額国費で賄われ、上限がないことに鑑みれば、政府は、他の給付制度との調整を考慮するとしても、重傷病給付金の支給対象期間・支給額を拡充する方向で具体的な措置を速やかに講じるべきである。

② 治療等の現物支給について

現行の重傷病給付金は、被害者がいったん自己負担で治療費を支払い、その後、給付金を受取るという方式が採用されている。しかし、現実には、犯罪はある日突然自分の身に降りかかるものであり、その時の手持ちの資金がなければ治療費が払えず、必要な治療を受けられない場合も想定される。労災保険制度では、労災認定が可能な場合には医療の現物支給が行われていることに鑑みれば、政府は、同制度を所管する厚生労働省の知見を活用しつつ、また、他制度のあり方も考慮しつつ、治療の現物支給を含め、犯罪被害者の負担軽減のための施策を速やかに検討し、講じていくべきである。その際、医療機関等の窓口における「犯罪被害者」であることの認定が必要となる。現行犯逮捕の場合など、犯罪による被害であることが明らかなケースを含め、犯罪による被害であると認定された場合には、「犯罪被害者証」の発行を含め、具体的な対応策を早急に検討すべきである。

③ 親族間犯罪不支給原則について

現行の犯罪被害給付制度は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下、「規則」という）」において、親族間犯罪については原則不支給とされており、例外的に一部又は全額支給される場合があると定められている。しかし、一口に親族間犯罪といってもその実態はさまざまであり、既に親族関係が破たんしていると評価しうる者の間で起こる犯罪もある。親族間犯罪の中に、減額又は不支給とすべき事案が

あるのは事実であるが、不支給を原則とすることに十分な合理性があるのかは疑問である。

本PTにおいては、

- ・親族間犯罪については、上記規則において「原則不支給」とされているが、上位法規である「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下、「法」という）」においては、「全部又は一部を支給しないことができる」となっており、法令の構造上のズレを是正すべきであるとの見解や、
- ・親族間犯罪について減額すべき事案があるとしても、法に規定されている「支給することが社会通念上適切ではない」ケースに運用上当てはめれば十分であり、同犯罪を法令上の減額事由として明記していること自体を見直すべきであるとの見解

が示された。

したがって、親族間犯罪不支給の原則については、上記見解を踏まえて、見直しの方向で早急に検討を進めるべきである。

#### ④ 給付金額について

平成 20 年の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の改正により、犯罪被害給付制度における遺族給付金の最高額が約 3,000 万円に引き上げられたところである。しかし、現行制度は、労災の算定方式に準じ、遺族給付金であれば原則として死亡時の収入を基準にすることから、一般的に、若年層の被害者で幼い遺児がいるなどの家庭では支給額が低額となり、経済的な困窮に陥る可能性がある。

犯罪被害給付制度が、これまで労災保険と同様の算定方法を用いてきたことが著しく不合理とまでは言えないが、例えば交通事故の場合、自賠責保険では生涯賃金を元に賠償額が算定されているので、被害者等からしてみれば、不均衡、不公平感を感じるのも理解できる。したがって、政府は、他制度のあり方も考慮しつつ、将来の稼働期間を考慮した算定方法への改定や給付金額の是正を含めた検討を早急に行うべきである。

#### ⑤ 組織について

こうした支援施策を担っているのは、警察庁長官官房給与厚生課であるが、同課の本来業務が警察職員の給与等に関する事務であることに鑑みれば、犯罪被害者等の支援を専門で担当する組織を設置すべきである。

## (2) 預保納付金を用いた奨学金事業の見直し

上記1の④の問題意識にも表れているように、親が殺害された場合の遺児等、犯罪等によって多大な損害を被る子供に対する経済的な支援の必要性は高い。犯罪等を原因とする経済的困窮という負の連鎖が子供世代に引き継がれないようにするために、子供に対して手厚い支援を行うことは我々に課された使命である。特に、子供が学費の心配なく、学業に専念することができる環境を整えることは、子供の将来のために重要である。

現状、犯罪被害者等のための学費を支援する制度として、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律（通称「振り込め詐欺救済法」）」に基づく預保納付金を用いて行われている奨学金事業（「まごころ奨学金」）がある。これは自立へのインセンティブ（モラルハザードの回避）の付与等の観点から、「貸与型」を採用している。

しかし、この貸与型奨学金事業は、現時点では実績も低調であり、法律上、犯罪被害者の支援の充実のために支出するとされ、奨学金事業のためにプールされている約40億円もの多額の預保納付金が有効活用されているとは言えない状況にある。

そこで、モラルハザードの回避や給付条件の設定などの観点に留意しつつ、この「貸与型」の奨学金事業を、犯罪被害者等に対する支援の実効性がより高い「給付型」奨学金事業に変更すべきである。

給付型への変更により、犯罪被害者等である子供が返済の心配なく安心して奨学金を受けることができるようになり、継続的な経済的支援としても非常に有意義であるので、制度改正が早期に実現することを期待する。

(注) まごころ奨学金貸与者家庭の平均年収は約200万円であり、生活における学費の負担割合は一般家庭と比較して重くなっている。

## (3) 加害者の損害賠償責任実現のための方策の検討

また、犯罪被害者等に対する経済的支援の充実の必要性について異論はないとしても、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは、加害者であることは疑いがない。本来、被害者等の経済的損害の回復は、加害者が損害賠償責任を果たすことによりなされるべきである。しかしながら、被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、判決を得るなどしても、実際には加害者からの賠償を受けることができないとの声もあることから、加害者の損害賠償責任実現のための方策を検討する必要がある。その際、損害賠償を受けることができない理由は多々あるとも考えられるため、まずはその理由等について明らかにすることが必要である。政府は、日弁連等の関係機関と連携し、実態把握のための調査を速やかに実施すべきである。

#### (4) 日本司法支援センター（法テラス）の犯罪被害者支援の充実

さらに、被疑者・被告人に国選弁護人制度があるように、犯罪被害者等にとっても、法的な支援は重要である。犯罪被害者等についても、充実した法的支援を受けることができるような制度があることが望ましい。

今国会には、ストーカーやDVの被害者、児童虐待を受けた児童に対して、資力を問わずに、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する旨が盛り込まれた「総合法律支援法の一部を改正する法律案」が提出されており、まずは同法案を早期に成立させるべきである。

### 3. 被害者支援団体に対する助成の拡充

犯罪被害者支援に関わる機関・団体は数多く存在する。しかし、犯罪被害者等に対する十分な理解が社会に不足していることや、財政的な制約もあり、我が国として体系的な犯罪被害者支援体制が敷かれているとは必ずしも言えない状況にある。犯罪被害者等の支援については、公助の観点から、国・自治体が主導的な役割を果たすことが求められる中、政府は、民間との連携のあり方を明確化していくことを含め、犯罪被害者等の支援体制について今後のあるべき全体像を提示することにより、より効果的で持続可能な体制の構築を目指すべきである。

その上で、被害者に寄り添い、長期間にわたり途切れのない支援を提供する民間の被害者支援団体の活動を見れば、被害者等に対するワンストップサービスを提供する活動として極めて重要な役割を果たしている。犯罪被害者等にとって望ましいのは、全国に24時間365日、いつでも相談できる窓口があることであり、民間被害者支援団体の力が十分に活かされるような相談体制の構築が望まれる。そして、相談体制を整備し、継続的に運営していくためには、相談員、支援員等の人材確保が必要不可欠である。

ところが、現状、民間の被害者支援団体の相談員や支援員は、ほぼボランティアと言っていいほどの待遇しか受けておらず、人材の確保難に陥っている。支援員の高齢化も進み、ボランティアの善意のみに頼ることには限界がある中、犯罪被害者等が必要とする24時間365日の相談体制を整備し、これを継続的に運営していくためには、人材確保のための人件費を安定的に確保できるような仕組みが必要である。

現在、被害者支援団体に対する財政的な支援として、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者支援団体への助成事業が行われている。しかし、この助成事業は、被害者支援団体が自立するための財政基盤を支える仕組みを作る事業、犯罪被害者等支援のために資機材を整備する事業、犯罪被害者等に関する相談、面談、役務の提供等により、犯罪被害者等支援の充実に資するもので

自立を目指す事業等とされている。これらの事業は一定程度有効ではあるが、人件費を対象とはしてきていない。

そこで、預保納付金を用いた助成金も、相談体制整備とその継続的運営に資する観点から、人件費への活用も含め、その使途拡充の可能性を真剣に検討すべきである。また、現状では、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の大部分は、前記の貸与型奨学金事業のためにプールされ、被害者支援団体の助成に振り分けられているのは一部であることから、より弾力的かつ効果的な資金配分を可能とする方向で検討すべきである。

もっとも、ここでいう預保納付金は、将来的には減少していくことが望まれる資金であり、被害者支援団体への助成が永続的に可能なわけではない。したがって、被害者支援団体には、民間団体としての自立を目指すことを期待する。また、我々としても、民間被害者支援団体の意義について、広く社会に広めていくとともに、自立を促進するための支援に努めていかなければならない。

#### 4. 地方公共団体における相談体制の充実

以上のような経済的支援や、民間団体による被害者の支援のほか、市民に最も身近な地方公共団体における犯罪被害者等のための相談体制の整備もまた、重要である。現状、全国 1,721 市区町村（政令指定都市除く）中、1,549（約 90%）の市区町村に犯罪被害者等のための総合的対応窓口が設置されているが、早期に 100%となるよう、関係省庁は、市区町村の窓口設置を促すための取組を進めるべきである。併せて、設置された窓口が十分に機能していないとの指摘もあることから、窓口への専門職の配置を促すなど、質・量ともに向上させる取組を進めるべきである。勿論、我々議員も、地方への働きかけを行っていく必要がある。

#### 5. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪は、被害者の心身に重大な影響を及ぼし、「魂の殺人」ともいわれている。性犯罪・性暴力は暗数が多いとも言われており、被害直後から被害者が安心して相談をすることができるワンストップ支援センターを全国に整備することが急務である。関係省庁は、党女性活躍推進本部の女性の権利保護PTの提言にも沿って、都道府県や民間に任せただけではなく、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国各地への整備の促進のための取組を進めるべきである。

## 6. その他

現在国会で審議中の「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案」が成立すれば、平成 28 年 4 月から、犯罪被害者等施策の推進に関する内閣府の業務が国家公安委員会に移管されることとなる。犯罪被害者等への支援に関係する省庁は多岐にわたることから、省庁横断的な施策を一元的に統括し、十分なリーダーシップを発揮できる司令塔が必要である。本 P T としては、国家公安委員会に業務が移管された後も、これまでの取組を一步も後退させることなく、より一層強力に推進するために、現在の内閣府に勝るとも劣らない総合調整機能を果たす体制が整備されることを期待する。

## 7. おわりに

冒頭に記した通り、我が党の改正憲法草案には犯罪被害者等に関する一条が盛り込まれている。本 P T は、今後の憲法改正に向けた動きの中で、当該条文の新設の早期実現を目指すとともに、政府と一体となって、犯罪被害者等の保護・支援のための施策の検討を政治主導で進めていく。同時に、上記 2. ～ 6. の諸点については、現在政府で検討中の第 3 次犯罪被害者等基本計画への反映を含め、可能な限り早期の実現を期待するとともに、平成 27 年度末までにその実施・検討状況を本 P T に報告すること（年内に中間報告）を求める。

(以 上)